

盛岡労働基準監督署発表
令和8年2月3日

【照会先】盛岡労働基準監督署

副署長 飯野 洋司
第一方面主任監督官 鈴木 裕介
電話 019-604-2530

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

墜落防止措置を講じていなかった疑い

盛岡労働基準監督署（署長 八重樫 祐一）は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、下館建設株式会社及び同社の職長を盛岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和7年10月24日、岩手県盛岡市玉山馬場地内の河川災害復旧工事現場において、高さ2メートル以上の箇所で作業員が作業を行う際、墜落等による危険の防止措置が講じられていなかった疑い。

1 被疑者

（1）下館建設株式会社

所在地：岩手県久慈市長内町

事業内容：建設工事業

（2）同社A（職長）

2 違反被疑条文

「関連条文一覧」参照

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第521条第1項(要求性能墜落制止用器具等の取付設備等)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

令和7年10月24日、岩手県盛岡市玉山馬場地内の河川災害復旧工事現場において、地上から高さ約3メートルの排水管の上で、Aが自社の作業員B（被災者）に掘削に関する作業を行わせていたところ、Bが地上へ墜落し、重傷を負うという労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の場所で作業を行う場合で、要求性能墜落制止用器具（通常、命綱や安全帯と呼ばれるもの）等を使用させるときは、同器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならないことが規定されていますが、災害発生当時、墜落等による危険の防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

関連条文一覧

○労働安全衛生法（昭和47年 法律第57号）（抄）

（事業者の講すべき措置等）

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、（以下、中略）
第97条第2項、第105条又は第108条の2第4項の規定に違反した者
(第2号～第4号 略)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和47年 労働省令第32号）（抄）

（要求性能墜落制止用器具等の取付設備等）

第521条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具 等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

（「要求性能墜落制止用器具」とは、墜落による危険のおそれに対応した性能を有する墜落制止用器具のことをいう。）